

## ◆ 背景と目的

- 平成4年に自主条例として長野県景観条例制定。平成18年に景観法に基づく長野県景観条例及び「長野県景観育成計画」を策定し、長野県の景観育成を推進。
- 策定から15年経過する中、社会状況の変化や課題に対応し、より効果的な施策の推進を図るため、景観育成計画の見直しを行い、信州の守るべき景観の保全・育成を推進する。

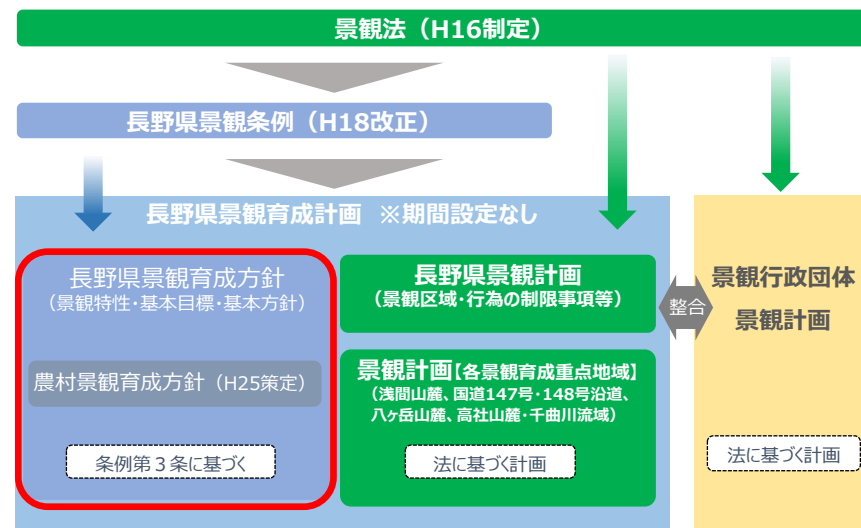
## ◆ 現状と課題

- 現行の景観育成方針では、地域特性に応じた景観育成の方向性の定めがなく、目指す姿が不明確で、県民や市町村にとって景観育成のための指針になっていない。
- 市町村をまたぐ広域景観についての特性や景観育成の指針の定めがなく、広域景観の調整や連携がとりにくい。
- 太陽光発電施設等の設置や、コロナ禍の地方回帰によるマンション等の開発行為の増加など、新たな景観阻害要因に対する景観育成基準等の不足

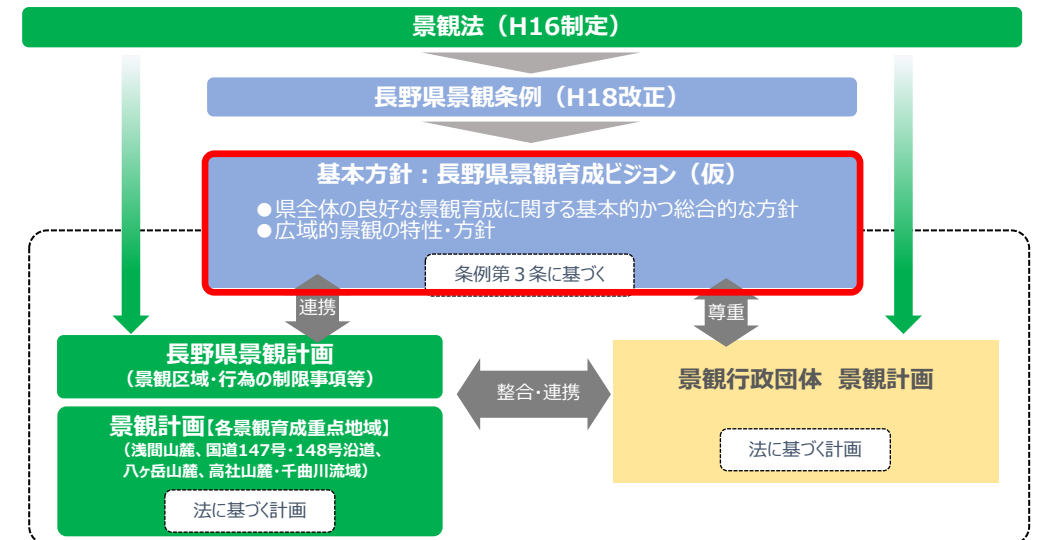
## ◆ 見直しの方向

- **基本方針として、県民や市町村の意向を踏まえ、県全体の景観育成に関する基本的かつ総合的な方針や広域的景観の特性・方針を示した「長野県景観育成ビジョン(仮)」を策定。**
- 基本方針を踏まえ、県や景観行政団体が「景観計画」を策定し、施策を推進
- 景観育成基準や届出制度について、良好な景観育成に向け十分な誘導が図ることができるよう、現状把握及び必要な見直しを実施

### 【長野県景観育成計画（現行）】



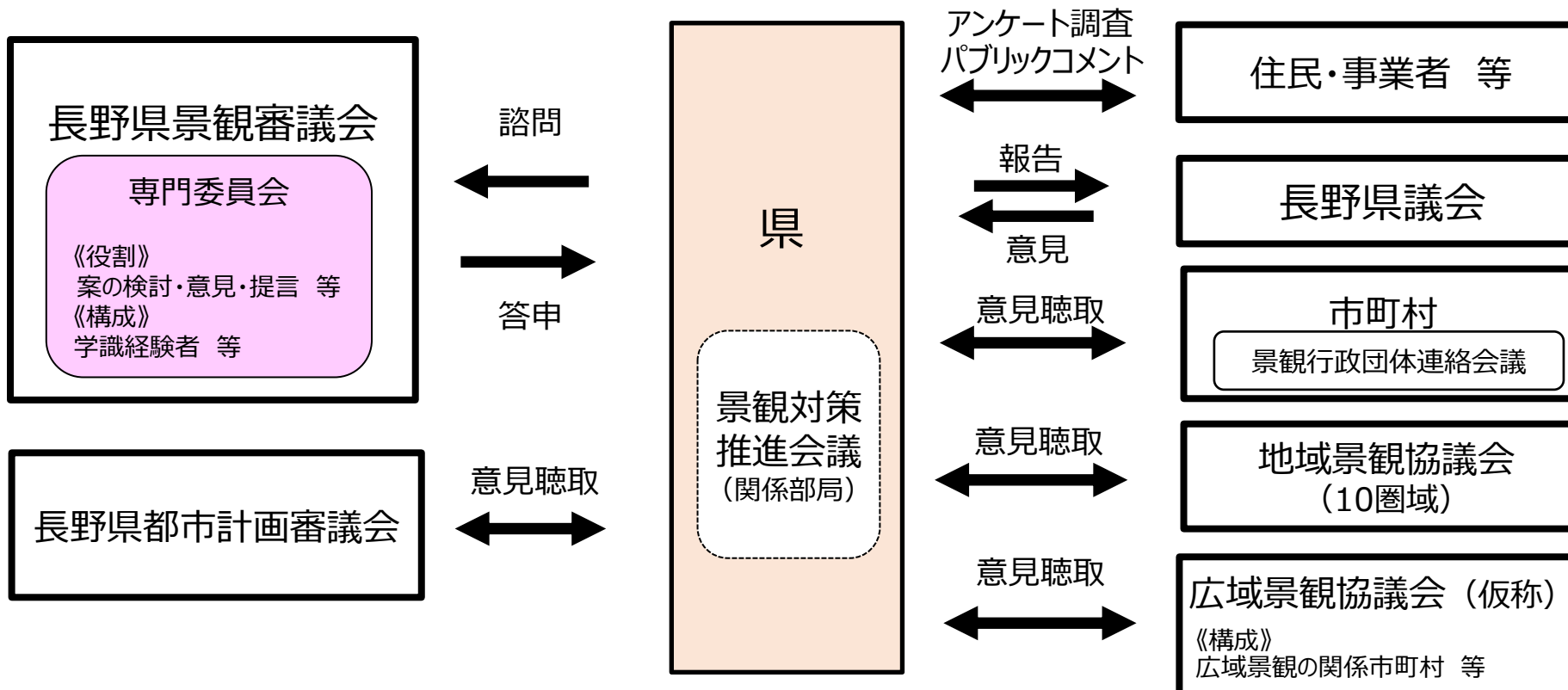
### 【長野県景観育成ビジョン（見直し案）】



## ◆ 見直しによる効果

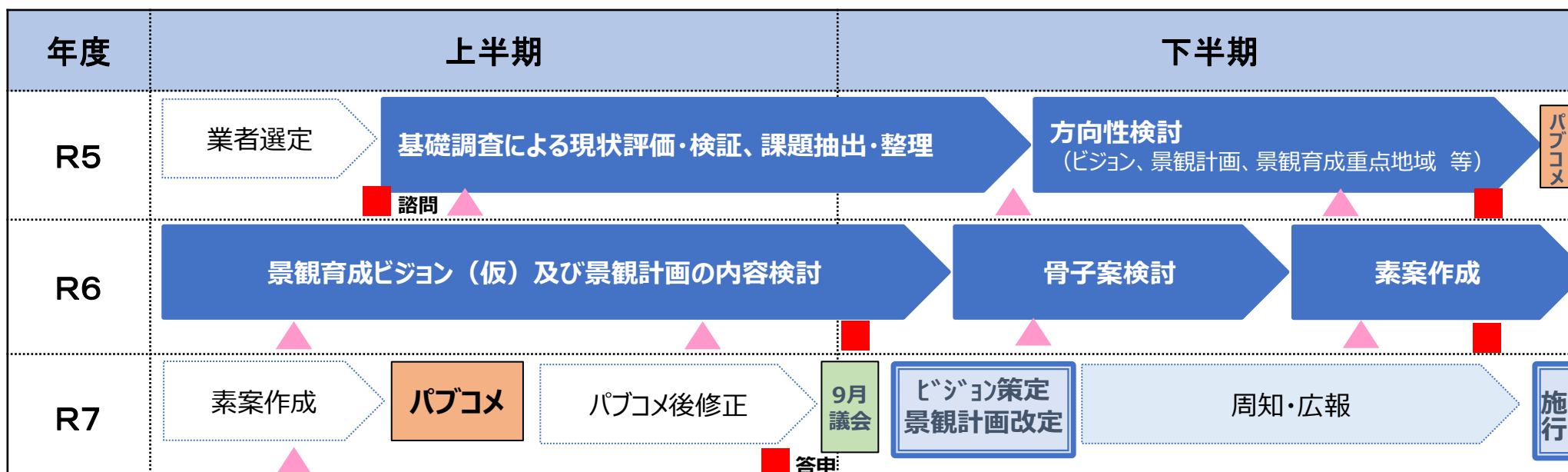
- 県民や市町村県と共有した県全体の景観育成の礎となる基本方針を示すことで、関係者が景観保全・取組の必要性や重要性を認識し、連携した取り組みが強化
- 基本方針に基づき、広域景観に対する市町村間の調整や連携が可能となり、眺望景観など行政区域に捉われない景観育成が促進
- 広域的な視点を持ちながら、地域固有の景観特性を分析し守るべき景観を明示することで、市町村や住民が地域の景観価値に気づき、景観保全や観光資源としての磨き上げなど景観まちづくりの取組が加速
- 景観育成基準の見直しによる新たな景観阻害要因に対する基準強化と届出制度の履行による両面からの取組により、法の実効性が向上

### ◆ 検討体制（案）



### ◆ スケジュール（案）

R7.11.1 基本方針（ビジョン）策定及び景観計画改定／R8.4.1 改定景観計画の施行



凡例： ▶ 業務委託 ■ 景観審議会 ▲ 専門委員会